

# MUFG Focus USA Weekly

## 経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY  
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)  
Director and Chief U.S. Economist

### 新政権下での法人税改革の行方～トランプ氏案と下院共和党案の比較

#### 【要旨】

- ◇ 所得税・法人税の包括的な税制改正は、トランプ次期大統領と議会多数派の共和党ともに主張していて、当面の優先順位の高い政策課題とみられる。
- ◇ 法人税部分について、注目されている下院共和党案のポイントは次の4点。①「過去に無い低水準への税率引き下げ」、②「投資支出の即時の全額控除（費用化）」、③「海外子会社利益の非課税への変更」、④「国境での課税調整の導入」。トランプ氏案は、①と②と③について、内容は同じではないが方向性は一致しており、④については言及していないと捉えられる。
- ◇ 下院共和党案に対する下院共和党全体での支持度合い、上院共和党の支持度合い、民主党議員の支持度合い等は不明である。また、トランプ氏案は大枠への言及だけであり、下院共和党案も議論の出発点とされ、法案作成に向けて今後様々な意見・フィードバックを盛り込んでいく予定となっている。成立に向けては、十分な議論が必要だろう。トランプ氏は就任100日以内に税制改正法案を成立させるとしているが、100日以内で纏めるにはハードルが高い内容と言えそうだ。

## トランプ次期大統領、共和党ともに法人税改革を主張

所得税・法人税の包括的な税制改正は、トランプ次期大統領と議会多数派の共和党ともに主張していて、当面の優先順位の高い政策課題とみられる。本 Weekly ではそのうちの法人税部分について、トランプ次期大統領の選挙前の主張（以下、トランプ氏案）と下院共和党歳入委員会（House Ways and Means Committee）が昨年6月に『青写真（Blueprint）』と題して発表した改革案（以下、下院共和党案）の内容を確認する<sup>（注1）</sup>。

（注1）『青写真』は所得税改革も含む。『青写真』はカリフォルニア大学バークレー校のアラン・アウアバッハ教授の提案を多く含んでいる。

## 下院共和党案は成長促進的な4つの大きな改革を含む

トランプ氏案と下院共和党案の概要を比較したものが、第1表である。下院共和党案のポイントとして、ケビン・ブレイディ下院歳入委員長は次の4点を指摘している。①「過去に無い低水準への税率引き下げ」、②「投資支出の即時の全額控除（費用化）」、③「海外子会社利益の非課税への変更」、④「国境での課税調整の導入」。

トランプ氏案は、①と②と③について、内容は同じではないが方向性は一致していて、④については言及していないと捉えられる。

以下ではこの4点について、両案を比較してみていく。

第1表：法人税改革案の比較

項目	トランプ氏案	下院共和党案（『青写真（Blueprint）』）
1. 税率・優遇措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の最高税率35%から一律15%へ引き下げ</li> <li>・ 企業の代替ミニマム税（AMT）を廃止</li> <li>・ 研究開発（R&amp;D）クレジット以外の大半の優遇措置を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の最高税率35%から一律20%へ引き下げ</li> <li>・ 現在所得税を支払っているパススルー事業体は25%</li> <li>・ 企業の代替ミニマム税（AMT）を廃止</li> <li>・ 優遇措置を基本的に廃止</li> </ul>
2. 投資費用の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国内の製造業は設備投資支出の即時の全額控除を選択可</li> <li>・ 選択した場合には利払い費の控除は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資費用の即時の全額償却が可能に</li> <li>・ 対象は、設備・建物等の有形資産と知的財産等の無形資産の双方（土地は対象外）</li> <li>・ 利払い費の税控除は今後は不可</li> <li>・ 銀行や保険、リース等の金融サービス会社に対しては、ビジネスモデルにおける利払いの影響を考慮し特別ルールを設置</li> <li>・ 在庫はLIFO（後入先出法）を維持</li> </ul>
3. 海外子会社利益への課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国内へ利益還流を促すため、海外利益に対する課税を一度限り10%へ引き下げ</li> <li>・ 事業に必要な場合には引き続き海外に資金を滞留させることが可能だが、10%の税金を支払う</li> <li>・ 米国の法人税が15%まで下がるため、海外に資金を滞留させる必要は無くなる。納税猶予は今後は許容されず</li> <li>・ 企業は二重課税に直面すべきではなく、海外税のクレジットは今後も維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外利益は今後は非課税（テリトリアルシステムへ移行）</li> <li>・ 既に現在積み上がっている海外利益に対しては、現金・現金同等物は8.75%、それ以外は3.5%を課税（税金は向こう8年間に亘って分割支払いが可能）</li> </ul>
4. 国境での調整課税	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産された場所ではなく販売した場所に基づいて課税される（仕向け地主義）</li> <li>・ 輸出は課税所得に含める必要がなくなる（免税）一方、輸入を課税所得から控除することができなくなる</li> </ul>

（注）トランプ氏が大統領選挙前の10月22日に発表した「アメリカ投票者との契約」における『就任100日間で成立を目指す法案』では次が記載されている。①税制改正部分：「法人税率の35%から15%への引き下げ、10%の税率で米国企業の海外資金を還流させる」。②海外移転抑止部分：「企業が労働者を解雇して他国に行き、製品を無税で送ることを止めさせるために関税を設ける」。

（資料）各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 1. 法人税率・優遇措置等

### (1) 改革案の概要

現在の法人税の最高税率は 35% である<sup>(注2)</sup>。トランプ氏案では課税所得区分が無くなり一律 15% へ引き下げられる。下院共和党案も同様に課税所得区分が無くなり一律 20% へ引き下げられる。企業の代替ミニマム税 (AMT) は、何れの案でも廃止される<sup>(注3)</sup>。各種の税控除や優遇措置等については、下院共和党案では基本的に廃止。トランプ氏案でも研究開発 (R&D) クレジット以外の多くの税制優遇措置が廃止されるようだ。

(注 2) 現在の連邦法人税率は課税所得に応じて 15~35%。これに州・地方の法人税が加わる。例えばカリフォルニア州の場合、州法人税率は 2016 年に 8.84% であり連邦・州を合わせた法人実効税率は 40.75% となる (連邦法人税 : 31.91%、州法人税 : 8.84%)。連邦法人税の実効税率は、州税が控除されるため  $35\% \times (100 - 8.84) \div 100 = 31.906\%$  と計算される。

(注 3) 現在は通常の法人税と代替ミニマム税を計算して多い方の金額を支払っている。

### (2) 改革の効果、経済的影響

大幅な税率引き下げは、企業立地の促進等に繋がり得る。また、各種の税控除や優遇措置の廃止によって、中長期的にみた資源配分の歪みの改善も期待されている。

一方、米国企業の競争力向上にどこまで結び付くかは不透明とも言える。米国の法人税最高税率は主要先進国のなかで最も高いとは言え、税控除や優遇措置等で実際の税負担はそれよりも低い<sup>(注4)</sup>。税率引き下げと同時に税控除や優遇措置が全て廃止されるのであれば、全体としてみた企業の税負担の軽減度合いは限られそうだ。

(注 4) 政府監査院 (GAO) の 2016 年 3 月のレポートによれば、2008 年から 2012 年における (利益を出している) 大企業の連邦法人税負担は、財務諸表上の税引き前純利益に対して 14% に止まる。

## 2. 投資費用の取り扱い

### (1) 改革案の概要

下院共和党案は投資費用について、償却スケジュールに沿った時間をかけた課税所得からの控除では無く、即時の全額控除を可能とする。対象は、設備・建物等の有形資産と知的財産等の無形資産の双方である (土地は対象外)。代わりに、今後利払い費は控除できなくなる<sup>(注5)</sup>。なお、銀行や保険、リース等の金融サービス会社に対しては、ビジネスモデルにおける利払いの影響を考慮して特別ルールを設けるようだ。在庫については、LIFO (後入先出法) を保持する方針だが、より良い手法を引き続き検討するとしている。

トランプ氏案では、米国内の製造業に限って設備投資 (capital investment) の課税所得からの即時の全額控除が選択可能になる<sup>(注6)</sup>。選択した場合には利払い費は控除できなくなる。

(注 5) 利子所得とだけは相殺可能。

(注 6) トランプ氏案において対象となる「投資」の範囲は明確では無い。

## (2) 改革の効果、経済的影響

投資費用の取り扱い変更で下院歳入委員会が期待する効果は、①「操作が容易な利益ベースでは無くキャッシュフローベースの課税にシフトすることで、想定する税収を確保」、②「投資・調達の意味決定に関わる税の影響を排除」、③「より効率的な投資を促し、生産性を向上」、④「利払いの税控除が可能なことから生じている経済合理性を超えた借入偏重の是正（株式と借入の構成比率の適正化）」等に整理できる。

## 3. 海外子会社利益への課税

### (1) 改革案の概要

米国は世界的に珍しく、海外で課税後の利益について還流時に米国税率との差分を課税する仕組みをとっている（全世界課税方式）。但し、還流時まで課税を先送りできるため海外に滞留している利益が多く、問題になっている。合同税制委員会の推計によれば、米国企業の海外に滞留している利益は2015年時点で2.6兆ドル程度である<sup>(注7)</sup>。

トランプ氏案では、現在海外に滞留している利益について一度限り10%の特別税率を適用して課税する。事業で必要な場合等には引き続き海外に資金を滞留させることは勿論可能だが、10%の税金は支払う必要がある。今後は、米国の法人税が15%まで下がるため海外に資金を滞留させる必要が無くなるとし、納税猶予は許容しないようだ。企業の二重課税は回避するため、海外税のクレジット（税金からの直接的な控除）は今後も維持される。

下院共和党案では、今後は海外利益は非課税となる。他国と同様の所謂「テリトリアル方式（国外所得課税免除方式）」へ移行するということだ。移行に際し、現在海外に滞留している利益については、現金・現金同等物であれば8.75%、それ以外であれば3.5%の税率で課税される。この税金は、向こう8年間に亘って分割支払いが可能となる。

(注7) 海外滞留利益の実際のデータが存在するのは、直近で2012年(2.3兆ドル)。合同税制委員会は、2012年の金額を基に、世界経済や企業収益の通常の成長率を考慮して2015年時点の数値を推計している。海外に利益を滞留させている企業は、IT・ヘルスケア関連が多い。

### (2) 改革の効果、経済的影響

トランプ氏案と下院共和党案は異なるが、実施された場合には何れの案でも海外に滞留している資金の米国への相応の還流が予想される<sup>(注8)</sup>。

資金還流のプラス面として、まず政府の歳入増加が挙げられる。政府は増加した歳入をインフラ投資等へまわすことが可能となる。また、課税後の還流資金で設備投資等が行われれば景気の押し上げに繋がるが、この点は慎重にみておいた方が良いでしょう。金融危機以降における設備投資低迷の背景は、資金面では無く、先行きの不確実性や期待成長率の低下であるためだ。

一方、資金還流のマイナス面として、ドル高のリスクを指摘できる。海外滞留資金の通貨

別の内訳は不明でありドル建ての資金も多いとは思われるが、実際のドル需要に関わらず、金融市場の思惑でドル高が進む可能性も否定はできない。

(注 8) 資金還流の前例として、ブッシュ政権時の「2004 年本国投資法」がある (2005 年実施)。この時は還流させた利益の 85%が控除可能となり、5.25%課税された (課税所得 15%×税率 35%)。還流は義務では無く選択性で、内国歳入庁 (IRS) の 2008 年のレポートでは 3,600 億ドル以上が還流したとされている。

## 4. 国境での課税調整

### (1) 改革案の概要

下院共和党案では、国境での課税調整 (border adjustability) と呼ばれる手法が導入される。法人税は基本的に生産された場所ではなく販売した場所 (消費された場所) に基づいて課税されることになり (仕向け地主義)、輸出は課税所得に含める必要がなくなる (免税される) 一方、輸入を課税所得から控除することができなくなる (注 9)。

本提案の背景は、主要な貿易相手国の歳入の大きな割合を占めている付加価値税 (VAT) が、国境での課税調整の特徴を備えていることにある (輸出品への課税は還付、輸入品には課税)。VAT が無いのは米国だけで、下院歳入委員会は「米国は自ら輸出にペナルティを課し、輸入に補助金を与えている」と述べ、その解消を企図している (注 10)。

本案の問題点として、世界貿易機関 (WTO) のルールに違反する可能性が指摘されている。WTO は国境調整として VAT の様な間接税は許容する一方、所得税・法人税の様な直接税は許容していないためだ。下院歳入委員会は、改革で米国の法人税がキャッシュフローアプローチに近付くため、本案も間接税の様な性質を持ち合わせ、WTO 違反にはならないと考えているようである。仮に導入された場合には WTO の判断が注目される。

トランプ氏案は国境での課税調整への言及は無い。トランプ氏は 1 月 11 日の記者会見で、海外に移転する企業に対して「国境税」を課すと脅したが、この下院共和党案との関係は不明である。

(注 9) 国内の賃金等は控除できる。この点は VAT との相違点。

(注 10) 下院歳入委員会はこの提案を「メイド・イン・アメリカ税を廃止する」とも表現している。

### (2) 改革の効果、経済的影響

国境での課税調整 (メイド・イン・アメリカ税の廃止) について、下院共和党が期待する効果は次の様に整理出来る。①「雇用を創出している (中小) 企業や労働者の競争条件の公平化」、②「雇用・投資・イノベーション・本社等の米国への誘引」、③「21 世紀の現代型の国際課税システムの構築」。④「インバージョンの抑制、無形資産を低税率国へ移すインセンティブの抑制」 (注 11)。また、歳入増加も見込め、タックス・ポリシー・センターの試算によれば、国境での課税調整で歳入は 10 年間で 1.2 兆ドル増加する。

なお、国境での課税調整は、産業・企業毎に受ける影響が大きく異なる。例えば、輸出企

業は有利になる一方、輸入依存度の高い小売企業等には大きな負担増となる<sup>(注12)</sup>。為替相場による調整が無ければ、輸出が増加し輸入が減少することで貿易赤字が縮小するだろう。

(注11) 「インバージョン」とは、課税回避を目的として外国へ親会社を設立すること。

(注12) 大手小売企業は既に反対姿勢を強めており、共和党の大口献金者として有名なコーク兄弟等も反対している。

## 改革案は抜本的な内容で、成立までには十分な議論が必要

ここまでみてきた通り、特に下院共和党案は難しい論点を多数含む抜本的なものである。下院共和党案に対する下院共和党全体での支持度合い、上院共和党の支持度合い、民主党議員の支持度合い等は不明である。

また、トランプ氏案は大枠への言及だけであり、下院共和党案（『青写真』）も議論の出発点とされ、法案作成に向けて今後様々な意見・フィードバックを盛り込んでいく予定となっている。成立に向けては、十分な議論が必要だろう。トランプ次期大統領は就任100日以内に税制改正法案を成立させるとしているが、100日以内に纏めるにはハードルが高い内容と言えそうだ。

(2017年1月13日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.